

公益財団法人日立市公園協会役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日立市公園協会(以下「本会」という。)の定款第29条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、本会を主たる勤務場所とし週4日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費(宿泊費含む)、交通費等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 本会は、役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、別表第1に定める1人あたりの月額及び年度総額の範囲内で、評議員会において決定する。
- 3 非常勤役員の報酬は無報酬とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員の報酬等は、毎月21日に支給する。ただし21日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、21日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日(その日が二あるときは、21日より前の日)を支給日とする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(就任又は退任時の報酬)

第5条 月の初日以外の日において、新たに選任された常勤役員に支給する当月分の報酬の額は、第3条に基づいて定める額を当該月の日の数で除して得た額に、その者が役員となった日から月の末日までの日の数を乗じて得た額とする。

2 常勤役員が退職又は死亡したときは、退職または死亡の当月分の報酬の額は、それぞれ第3条に基づいて定める額とする。

(通勤手当)

第6条 常勤役員には、通勤に要する費用として通勤手当を支給するものとする。

2 通勤手当の額は、公益財団法人日立市公園協会職員給与規程により算定した額とする。

3 通勤手当の支給方法は、第4条に規定する支給方法に準ずる。

(費用の弁償)

第7条 本会は、役員がその職務を行うために要する費用を弁償することができる。

2 費用の弁償の額は実費とし、役員は証拠書類を添付して請求しなければならない。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、認定法第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 3 月 24 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1 常勤役員の報酬

役職	報酬月額(1人あたり)	年度総額(1人あたり)
理事(会長)	320,000円以内	3,840,000円以内
理事(副会長・専務理事)	300,000円以内	3,600,000円以内
監事	260,000円以内	3,120,000円以内